

# 一時支援金等を受給する中小企業に対する専門家派遣を実施 ～中小企業の経営課題の解決を後押しします～

東京都は、緊急事態宣言や外出自粛等の影響により、売上の減少等の課題に直面し、一時支援金（国）、月次支援金（国）又は月次支援給付金（都）のいずれかを受給した都内中小企業者を対象に、新たな専門家派遣を実施します。

本事業では、コロナ禍における売上減少に対応するため、経営の安定化などを図る中小企業に対し課題解決をサポートする専門家を派遣し、各企業の取組を後押ししていきます。

## 専門家派遣の概要について（令和3年7月1日より開始）

**対象：**一時支援金（国）、月次支援金（国）又は月次支援給付金（都）のいずれかを受給し、経営の安定化などを目指す都内中小企業

東京都中小企業振興公社が設置する「一時支援金等受給者向け緊急支援事業相談窓口」にて経営相談を実施した上で、本支援が必要と認められる中小企業

**支援内容：**中小企業診断士等の専門家を無料で派遣し、経営改善等に向けたアドバイスを実施（1社あたり4回まで・無料）

### 専門家派遣の特徴

- ① 経営の安定化などに向けたアドバイスを行う**専門家**を**無料**で派遣
  - ② 中小企業の支援ニーズに応じ、**複数の専門家**による支援も実施
- ※ ご希望に応じて、**オンラインでの対応も可能**

**受付期間：**令和3年7月1日（木）から同年10月29日（金）まで

**問合せ先：**東京都中小企業振興公社 総合支援課（千代田区神田佐久間町1-9）

**電話：**03-3251-7881

※「一時支援金等受給者向け緊急支援事業相談窓口」（平日9：00～17：00）  
にご相談ください。

（経営相談の受付は、相談終了時刻の30分前までとなります。）

<問い合わせ先>

産業労働局 商工部 経営支援課

03-5320-4772（直通）

（公財）東京都中小企業振興公社 総合支援部 総合支援課

03-3251-7881（直通）